

定期積金規定

1 (掛金の払込み)

この定期積金（以下「積金」といいます。）は証書記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書（通帳）をお差出してください。

2 (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は当該受入れを取消したうえ、取引店で返却します。

3 (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4 (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の年利回（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

5 (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ア この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期の翌日以降の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - イ 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときおよび後記 9 の (3)、(4) により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ウ この計算の単位は 1 円とします。

6 (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7 (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

8 (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は後記 9 (3) のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、後記 9 (3) の一つにでも該当する場合には、この積金口座の開設をお断りするものとします。

9 (解約)

- (1) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印してこの証書（通帳）とともに取引店に提出してください。
- (2) 当該積金の解約手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書

類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、この確認が出来るまでは払戻しを行いません。

- (3) 次のアからカの一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

ア この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

イ この預金の預金者が後記 14 の (1) に違反した場合

ウ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのお それがあると認められる場合

エ 法令で定める預金名義人の取引時確認事項等（氏名、住所、生年月日、取引を行う目的、職業・事業内容、法人の実質的支配者等）および 代理人の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）について預金者の回答または届出が偽りであることが明らかになった場合、または偽りの疑いがある場合

オ 後記 10 の (1) から (3) までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されないとき

カ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき

- (4) 前記 (3) のほか、次のアからエ一つにでも該当した場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。（積金口座名義人が法人等の場合には、当該法人等の役員、株主を含みます。）

ア 積金契約者が当金庫との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

イ 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに 準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または 次のいずれかに該当したことが判明した場合

a 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

b 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

c 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

d 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

e 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

ウ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- a 暴力的な要求行為
- b 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- e その他前各号に準ずる行為

エ この積金が暴力団等の活動に使用されたと認められた場合

- (5) 前記(4)により、この積金が解約され掛込残高がある場合には、証書および届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

10 (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって取引店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当金庫は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

11 (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) この証書(通帳)や印章を失ったとき、または印章、名称(氏名)、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書(通帳)の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。
- (3) この証書(通帳)を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

12 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後

見人等（補助人、保佐人、成年後見人をいい、以下同様とします。）の氏名その他必要な事項を取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記（2）と同様に、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (4) 前記（3）項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (5) 前記（4）項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13 （印鑑照合）

この証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14 （譲渡、質入れの禁止）

- (1) この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

15 （通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16 （保険事故発生時における積金契約者からの相殺）

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ア 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印により、通知と同時に証書とともに当金庫に提出してください。
 - イ 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ウ 前記イの充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - エ 前記イによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記（1）により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

ア この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。

イ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17 (規定の変更等)

- (1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上